

て、過剰な残業、無理な残業はしないほうがよいのではないか。

残業の多い部署は限定されており、政策や事業も増えているため、各課の事業等がある程度平準化していかなければならない。併せて職員定数にも課題が出てくる。長時間残業は、職員の健康管理にもつながるためワーク・ライフ・バランスを考えていく必要がある。他市の事例等を参考に進めていくべきではないか。

㉑ 予備費（一般会計）の金額の算出根拠は。

㉑ 本年11月末時点の予備費残額が850万5000円となっている。また、新型コロナウイルス感染症への対応が本格化した過去2年間における12月以降から年度末までの予備費の充用状況は、令和2年度が1449万3000円、令和3年度は755万1000円となっている。本年度、国が令和4年度補正予算第2号で、今後への備えとして、新型コロナウイルス感染症

対策予備費及び原油価格・物価高騰対策予備費として3兆7400億円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費として1兆円の予算を計上している。今後、国が地方に協力を求め、事業化が決定してから対応期間が非常に短期間になる事業の発生が想定される。その場合、補正予算を編成して議会で承認いただくことを第一に考え対応をしていくが、事業内容により補正予算の成立を待っての執行では時機を逸する可能性や、本体予算の執行前にシステム改修等の事前準備が必要となることなどが考えられる。このような緊急事態に対応するため一定の予備費を確保しておく必要があり、令和2年度の12月以降の執行額が約1500万円だったことを踏まえ本年度も同程度の金額を確保したく1000万円を計上した。



本当に緊急に必要な予算ならば、専決処分し事後に報告することもやむを得ないのではないかと。予備費のほうは、補正や専決よりも扱いやすいのか。また、増額分の根拠が、去年必要とした額ということはいかなるものか。

やはり金額の問題ではないか。議会で可決された予備費は、自由に使うことができる。その観点から、あまりにも多い金額であれば待ったをかけなければいけないのではないか。

予備費は、使い方に少し課題があり、流用等で各事業の不足した予算に補充できる。予備費は、災害時などの緊急性がある要因が加わった場合に使用してほしい。予期せぬ事態が起こった場合に使うための予備費ではないか。会計の事業予算が不足し流用している場合も考えられるため、予備費の使途については事前に報告してもらう必要性があるのではないか。

㉒ 保育対策総合支援事業費補助金の創設時期と内容は。また、補助対象5園の設備更新、補修内容は。

㉒ 保育対策総合支援事業費補助金は、平成27年度に地域の実情に応じた保育需要に対応し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるよう環境整備を行うことを目的に創設された補助金である。補助項目は、令和4年度時点で31項目と多岐にわたり、毎年の補助項目は厚生労働省の予算措置によって変更される。今回の保育環境向上等事業費補助金は、令和4年度に新たに追加された項目で、老朽化したフローリングの張り替えやカーペットの更新などが補助対象となる。対象5園は河城保育園、愛育保育園、菊川中央こども園、双葉こども園、なかうちだのぞみ保育園で、畳の張り替えや床の更新、カーペット等の買い替えなどが主な内容である。